

発議案第 3 号

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び燕市議会会議規則
第14条第1項の規定により提出します。

令和2年9月24日

燕市議会議長 丸 山 吉 朗 様

提 出 者	燕市議会議員	渡 邊 雄 三
賛 成 者	燕市議会議員	田 澤 信 行
同	燕市議会議員	岡 山 秀 義

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年10月1日から令和3年3月31日までの議員報酬に関する特例措置)

- 5 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間における議員報酬の月額に係る第2条の規定の適用については、同条中「440,900円」とあるのは「436,600円」と、「365,700円」とあるのは「362,100円」と、「347,800円」とあるのは「344,400円」と読み替えるものとし、当該読み替えにより算出される額は、令和2年12月に支給する期末手当の額の算出基礎となる期末手当基礎額にも適用する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。